

公募型指名競争入札の注意事項（電子入札案件用）

公募条件において入札を高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含む。）第12条第2項の規定による入札（以下「電子入札」という。）で行う旨指定した公募型指名競争入札案件（以下「電子入札案件」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、高松市契約規則、高松市契約事務処理要綱（昭和43年高松市庁達第8号。高松市下水道事業契約事務要綱（平成30年4月1日施行）において読み替えて準用する場合を含む。）、高松市公募型指名競争入札実施マニュアル（平成13年6月1日施行）、高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準（平成13年6月1日施行）、高松市入札参加者心得（電子入札案件用）（平成18年6月1日施行）及び高松市電子入札（工事・コンサル）運用基準（平成18年6月1日施行）等関係法令その他指示事項を承知の上、参加してください。

公正な入札

入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはなりません。

入札参加申請書

電子入札案件の公募型指名競争入札の参加申請書は、原則としてかがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」といいます。）により入札参加者から申請書受付締切日時までに提出されたもののみ有効なものとして取り扱います。

虚偽記載の禁止

公募型指名競争入札に係る申請書類等に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当と認められるときは、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づき処分されます。

入札の手続

- 1 入札書は、原則として、電子入札システムを使用して提出されたもののみを有効なものとして取り扱います。
- 2 電子入札システムの運用時間電子入札システムの運用時間は、午前8時から午後10時までとします。ただし、電子入札システムの保守・点検等のため必要が生じた場合は、利用者への事前予告を行うことなく、運用の停止又は中断を行うことがあります。

予定価格の公表

公募型指名競争入札の予定価格は、工事については開札後（落札者が決定された場合に限る。）に、業務委託については詳細情報を公表する際に公表します。

入札金額の入力要領

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にその100分の8（平成31年10月1日以後に工事目的物の引渡しを受ける場合において、同日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の適用がないときは、100分の10）に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、次の要領で金額を入力してください。

- (1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100（平成31年10月1日以後に工事目的物の引渡しを受ける場合において、同日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の適用がないときは、110分の100）に相当する金額を入札書に入力してください。
- (2) 記載事項の訂正はできません。

積算内訳書の提出

「積算内訳書の作成方法及び注意事項（電子入札案件用）」により積算内訳書を作成し、電子入札システムにより、入札書に添付する方法で提出してください。

送信する前に

送信する前に、入札書の下記の箇所に誤りが無いか十分点検してください。

- (1) 宛先（例：高松市長 大西 秀人）
- (2) 工事名又は業務名
- (3) 金額（税抜き）

開札について

- 1 開札は事前に設定した開札予定日時後速やかに行います。
- 2 原則として入札者の立会いは行いません。

入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- (1) 同一の入札について、2以上の入札書を提出したもの
- (2) 電子入札システムにおいて、必要な項目が入力されていないもの又は文字・数字が誤脱し、若しくは不明であるもの
- (3) 電子証明書を取得していない者がした入札
- (4) 連合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札
- (5) 指定日時後に電子入札システムに到達したもの
- (6) システムの不正利用及びICカード等の不正使用により行った入札
- (7) 積算内訳書が添付されていないもの、積算内訳書と入札書の金額が一致しないもの又は積算内訳書において1,000円以上の端数処理若しくは調整額等の

値引きをしているもの

(8) 上記に掲げるもののほか、市長が特に指定した事項に違反したもの

辞退

1 入札書提出前の辞退

電子入札システムにより入札辞退届を提出することにより、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札書提出後の辞退

電子入札システムによる入札書提出後の辞退は、認めません。ただし、開札までに高松市電子入札（工事・コンサル）運用基準6（2）の承諾を得た場合は、辞退することができます。

3 入札書未送信かつ連絡のない入札参加者の取扱い

入札書提出締切日時になっても入札書が電子入札システムに未到達であり、かつ、入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなします。

入札の停止、中止及び取消し

緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、入札を停止し、中止し、又は取り消すことがあります。

落札者

1 契約書の作成に当たっては、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかの確認が必要です。別途指示する期限までに免税事業者届出書が提出された場合は免税事業者として取り扱い、期限までに提出のない場合は課税事業者として取り扱います。

2 上記1のほか、契約手続について、市長又は入札執行者の指示に従ってください。

異議の申立て

入札者は、入札後は、入札参加者心得やこの注意事項等入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることができません。

問い合わせ先

公募型指名競争入札については、高松市財政局契約監理課（Tel 839-2511）にお問い合わせください。